資料 No. 1

令和6年5月27日敦賀商工会議所

議員職務執行者の変更

※ 敬称略

| 事 業 所 名 | 後 任 者 | | | | 前 任 者 | | | |
|-------------|-------|-----------------|------|----------------|---------------------------------|-----------|-----|--------------------|
| ㈱アイビックス敦賀支店 | 支店長 | | | | 執行役員 兼 営業本部本部長 兼 電力サービス本部本部長 | | | |
| | がそ 機 | 野野 | まさ 将 | 史 | にし | かわ 【【【 | はは | _{ひろ} 寛 |
| (株)ジャクエツ | 顧問 | | | | 顧問 | | | |
| | なか中 | ^{むら} 村 | だい大 | すけ 輔 | ^{ひさ} 久 | 木 | とみ富 | ひろ 広 |

<届出根拠>

- ○定款第35条2項 議員総会は、次に掲げる者を以て組織する。
 - 一 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によって会員の うちから選挙した議員(この定款において「一号議員」と いう)三十六人
 - 二 部会が部会員のうちから選任した議員(この定款において 「二号議員」という)二十四人
 - 三 前二号議員の外、一号議員及び二号議員が選任した選考委員によって会員のうちから選任された議員(この定款において「三号議員」という)十人
- ○定款第35条4項 法人その他の団体であって、第二項の議員となったものは、 議員の職務を行う者一人を定め、書面をもって本商工会議 所に届け出なければならない。
- ○定款第36条(議員の任期)
 - 1項 議員の任期は、3年とする。

その期間は、議員改選年の11月1日から3年後の10月31日までとする。 4項 補欠で選任された議員は、前任者の残任期間在任とする。